

## 平成22年度第16回江別市公平委員会会議録

日 時 平成23年2月24日(木)  
午後5時30分～  
場 所 市民会館32号

### 1 議事日程

#### (1) 議事

・職員団体登録事項の変更について

#### (2) 報告事項

・人事行政の運営等の状況の公表について

#### (3) その他

### 2 出席者

(1) 委員	委員長	清水 基 陽
	委員	大塚 久 則
	委員	岡田 久美子
(2) 事務職員	幹 事	井上 正 之
	事務職員	堂前 敦
	事務職員	佐々木 弘 一
	事務職員	木村 明 生

(議事録)

清水委員長(以下「委員長」) 平成22年度第16回江別市公平委員会を開催する。

委員長 職員団体登録事項の変更について、事務職員より説明を。

堂前事務職員 資料に基づき、職員団体登録事項の変更について、説明あり。

委員長 事務職員の説明に質問、意見等は。

岡田委員 自治労江別市職員組合(以下「職員組合」という。)の執行委員長は、なぜ空位だったのか。

**堂前事務職員** 自治労江別市職員労働組合（以下「職員労働組合」という。）は、職員組合、自治労江別市水道企業組合（以下「水道企業組合」という。）及び自治労江別市職員労働組合現業評議会の3つの組合による連合体である。改選前の職員労働組合の執行委員長は、水道職員で組織される水道企業組合から選出されていたため、地方公務員法上、公平委員会に届出が必要な職員組合の執行委員長は空位となっており、職員組合の代表は、副執行委員長となっていた。

**大塚委員** 職員労働組合と水道企業組合は1つにならないのか。

**堂前事務職員** 水道職員には地方公務員法は適用されないので、1つの組合にすることはできない。

**井上幹事（以下「幹事」）** 病院については経理だけは企業会計でやっているが、地方公営企業法の全部適用になるのは水道事業だけとなっており、2つの組合は根拠法が異なっている。過去も同様の取扱いをしている。

**大塚委員** 安全衛生委員会には自治労は立ち会うのか。

**幹事** 管理職と自治労で行っている。

**委員長** 他に何か意見、質問は。（なし）この件については、変更の届出を受理し、変更する、ということによろしいか。（異議なし）そのように決する。

**委員長** 次に、報告事項である人事行政の運営等の状況の公表について、事務職員より説明を。

**堂前事務職員** 資料に基づき、人事行政の運営等の状況に公表について、説明あり。

**委員長** 事務職員の説明に質問、意見等は。

**大塚委員** 心身の故障者が12名いるが、現在どの程度の人が復帰しているのか。

**幹事** 12名の現在の状況は不明だが、内訳は傷病者が3名、精神疾患が9名となっている。

**大塚委員** 休職中の人が一度出勤すると休職期間が更新されて、また休むということはないのか。

**幹事** 職員の復帰に当たっては、本人の申し出だけで判断することはしておらず、診断書を提出してもらい、医師の意見を聞き、本人の状況も考慮しながら判断することで、そのようなことが起こらないようにしている。

**大塚委員** 制度が濫用される可能性があると思ったが、適切に対応されていることが分かった。

**幹事** 職員の復帰には、職場の環境を整えることが重要だが、難しい面もある。メンタル面についての研修を充実させるなどしており、せっかく採用した職員が出勤できなくなることを未然に防ぐことが重要と考えている。

**委員長** 他に何か意見、質問は。

**岡田委員** 資料番号2の10ページに掲載されている休暇取得割合とは、全職員のうち、休暇を取得した人数の割合ということか。

**堂前事務職員** そうである。

**岡田委員** 夏季休暇を取っていない職員もいるのか。

**堂前事務職員** 基本的には全員取得することとなっているが、例外として、予期せぬ業務が入る等結果として取得できない職員も中にはごく少数いると聞いている。

**大塚委員** 病気休暇は1日でも2日でも取れるのか。

**堂前事務職員** 病院を受診したことが分かる書類の提出があれば可能である。

**大塚委員** 病気休暇を取った場合、給与は減額されるのか。

**堂前事務職員** 減額はされない。

**大塚委員** 病気休暇は取得できる最大日数は決まっているのか。

**堂前事務職員** 公務上の傷病又は疾病の場合は、その療養に必要と認める期間、結核性疾患の場合は、1年を超えない範囲内でその療養に必要と認める期間、それら以外の傷病又は疾病の場合は、6月を超えない範囲内でその療養に必要と認める期間となっている。

**大塚委員** 休憩時間と休息時間の違いは何か。

**堂前事務職員** 休憩時間内は職員の行動は基本的に自由であるが、休息時間は自席で休む時間という考え方である。休憩時間は勤務時間に入らないが、休息時間は勤務時間に含まれている。現在は休息時間は廃止されている。

**大塚委員** 席に着いていれば休息というのは曖昧のような感もある。

**幹事** 病院は特殊な職場で、休息時間を定めてはいるものの仕事の合間に各自休憩を取ることもあり、必ずしも定められた時間通りに取れている訳ではない状況ではある。

**委員長** 他に何か意見、質問は。(なし)

**委員長** その他として何かあるか。(なし)

終了：午後6時10分